

・文部科学大臣は、次の者に対し、筆記試験 を免除することができる。

対象となる者		
文部科学大臣が指定した 日本語教師養成機関の修了者	大学等の日本語教師養成課程	26単位～
	専門学校等の日本語教師養成コース (現行の文化庁届出受理日本語教師養成研修)	420単位時間～



免除となる試験	受験が必要な試験
筆記試験	筆記試験

## 試験免除の措置の内容

試験の種類	試験の測定内容
筆記試験	日本語教育の実践につながる基礎的な知識・技能(必須の教育内容50項目)
筆記試験	複数の区分にまたがる横断的な設問による、熟練した日本語教員の有する現場対応能力につながる基礎的な問題解決能力



文部科学大臣による機関指定により、基礎的な知識・技能の習得が担保される日本語教師養成機関の課程の修了をもって、試験免除



大学等では科目ごとの試験は行われるが、区分横断的な知識・技能の涵養は各日本語教師養成機関の判断によるため、統一的な試験を受験することによりその能力を確認する必要がある

- ・試験の一部免除は、日本語教師の資格取得の際の門戸を広げ、日本語教師の量の確保に資する。
- ・文部科学大臣が指定する日本語教師養成機関では、教育課程を通じて公認日本語教師に必要な知識・技能を修得することができる。日本語教育に必要な知識及び技能を有していることが確認できる者については、改めて当該知識及び技能に関する試験を行う必要性は乏しい。文部科学大臣が定める日本語教師養成機関を修了した者については一部の試験を免除することによって、履修者の負担のみならず試験実施機関の負担も減少することができる。
- ・文部科学大臣が日本語教師養成機関の指定を行うことにより、今まで水準が機関によって様々であった大学等における日本語教師養成課程及び養成課程を修了した日本語教師の質の向上を図ることができる。
- ・キャリアコンサルタントや社会福祉士等他の名称独占国家資格における前例が存在する。

## キャリアコンサルタント

・厚生労働大臣は、次の者に対し、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

対象となる者	免除となる試験
キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において学科試験に合格した者	学科試験
キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において実技試験に合格した者	実技試験

⇒ キャリアコンサルティングに必要な知識又は技能を有していると確認できる資格を有する者については、改めて試験を行う必要性は乏しいことから試験を免除することができることとした。

## 社会福祉士

・精神保健福祉士であって、社会福祉試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条に規定する社会福祉士試験の科目のうち、厚生労働大臣が別に定める科目を免除する。

→ 社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、心理学、社会学、法学及び医学一般の試験の免除

⇒ 社会福祉士は、その養成課程及び試験科目において精神保健福祉士と共通する科目があり、現に精神保健福祉士として登録を受けているものについては、精神保健福祉士試験においてそれらの知識及び技能を有していることが確認されたものであるため。

# 技術士

(第一次試験の一部免除)

・次の者に対しては、第一次試験の一部を免除することができる。

対象となる者	免除となる試験	
既に一定の技術部門について技術士となる資格を有する者	既に技術士となる資格を有する技術部門について受験する場合	基礎科目及び専門科目
	上記に掲げる技術部門以外の技術部門について受験する場合	基礎科目

・次のいずれかに該当する者に対しては、その申請により科目を免除する。

対象となる者	免除となる試験
中小企業診断士に登録している者	経営工学部門の専門科目
情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則に規定する高度試験に合格した者	情報工学部門の専門科目

(第二次試験の一部免除)

・既に一定の技術部門について技術士となる資格を有する者であって当該技術部門以外の技術部門につき第二次試験を受けようとするものに対しては、文部科学省令で定めるところにより、第二次試験の一部を免除することができる。

対象となる者	免除となる試験
既に総合技術監理部門以外のいずれかの技術部門について技術士となる資格を有する者であって総合技術監理部門につき第二次試験を受けようとする者	既に技術士となる資格を有する技術部門に対応する選択科目